

リテラアップ利用規約

この規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社リベンリ(以下「当社」といいます。)が提供する「リテラアップ」(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する条件を、本サービスを利用する法人、団体、組合のお客様(以下「お客様」といいます。)と当社の間で定めるものです。本サービスはお客様の業務効率の改善を目的としたソフトウェアであり、お客様は本サービスの利用申し込みまたは、インストールを行うことで、本規約に同意したものとみなし、本サービスの利用契約(以下「本契約」といいます。)が成立するものとします。

第1条 (利用許諾の範囲)

お客様は、当社と取り交す発注書で定めたユーザー数の範囲内でライセンス認証を行うことで本サービスを利用することができます。お客様は、本契約で明示的に許諾された範囲、目的以外で本サービスを利用することはできません。

第2条 (権利の帰属)

本サービスに関わる著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権は、当社に帰属します。

第3条 (禁止事項)

お客様は、本サービスをリバースエンジニアリング、逆アSEMBルまたは、逆コンパイル、修正、改変することはできません。また、第三者に前述の行為をさせることもできません。お客様は、当社の事前の承諾を得ることなく、本サービスおよびライセンスを第三者へ転売、再販、賃貸、貸与、譲渡することはできません。

第4条 (損害賠償と免責)

当社は、本サービスの利用に付随または関連して生ずる直接的または間接的な損失、障害、及び利用効果についての責任を一切負いません。ただし、当社の責により、本サービスに不具合が発生または利用不可となった場合には、当社は速やかな復旧に努めるものとし、お客様からの請求があった場合には利用不可となった当該期間の本サービス利用料金を上限にその損害を賠償するものとします。

第5条 (ソフトウェアの変更・停止・廃止)

当社は、お客様の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更できるものとします。また、本サービスは30日以上前の通知をもって提供を停止・廃止ができるものとします。その場合、提供の停止・廃止日以降の料金は発生せず、支払済みの料金がある場合は、日割計算によりお客様に直ちに返金します。

第6条 (規約の変更)

当社は、変更内容がお客様の一般の利益に適合し、本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合に限り、あらかじめお客様の承諾を得ることなく、いつでも本規約の内容を変更することができるものとします。

当社が本規約の内容を変更した場合には、速やかに、その変更内容をお客様に通知するものとし、通知において指定された期日以降は、変更後の本規約が適用されます。

第7条 (プライバシー)

当社はお客様のプライバシーを尊重し、お客様のプライバシー情報および個人情報を、「当社プライバシーポリシー (<https://litera.app/privacy/>)」に従って適切に取り扱います。

第8条 (秘密の保持)

当社及びお客様は、本契約の履行にあたって相手方から知り得た秘密を法令等に基づき開示請求された場合を除き、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。なお秘密とは、本契約の履行のため、本契約の有効期間内に、方法にかかわらず相手方から開示されたすべての情報をいいます。ただし、(1)開示された時、既に公知の情報、(2)開示した後、受領者の責めによらず公知となった情報、(3)開示した時、すでに受領者が適法に所有していた情報、(4)開示した後、正当な権利者から適法に受領者が入手した情報は、秘密から除外するものとします。また、当社及びお客様は、前記にかかわらず、本契約の履行に必要な範囲に限って、(i)自己又は関係会社の役員、従業員、(ii)弁護士、公認会計士又は税理士等、法律により当然に守秘義務を負う者に対して、秘密を開示することができるものとします。その場合、これらの者に対し、本契約と同等の秘密保持義務を負わさなければなりません。

第9条 (契約の解除)

当社及びお客様は、相手方に以下の各号に規定する事由のいずれかが発生した場合、相手方に対する何らの手続を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。かかる解除は、解除をした当事者から解除された当事者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

- (1)本契約に違反し、相当の期間を定めた是正の催告を受けたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき。
- (2)差押、仮差押若しくは仮処分の命令、通知が発送され、又は競売の申立を受けたとき。
- (3)公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4)支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算の申立があったとき。
- (5)自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡りとなったとき。
- (6)解散、事業譲渡、他の会社と合併したとき(グループ内の事業譲渡、会社分割及び合併を除く。)。
- (7)その他、資産、信用、支払能力等に重大な変更が生じたとき。

第10条 (暴力団等の反社会的勢力の排除)

当社及びお客様は、自身が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に所属または該当せず、かつ、暴力団等反社会的勢力と関与していないことを確約するものとします。当社及びお客様は、相手方が暴力団等反社会的勢力に所属もしくは該当する、または関与していると判断した場合、事前に通知等を行うことなく、本契約を解除することができるものとします。

第11条 (準拠法、管轄裁判所)

本契約は、日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020年10月19日制定

2022年3月31日改定

神奈川県藤沢市辻堂神台2-2-1 アイクロス湘南8階
株式会社リベンリ